

決 定 書

異議申出人 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴233番地4
森 敦彦

異議申出人が令和3年10月5日付けで提起した同年9月26日執行の真鶴町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、真鶴町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件選挙において、山下亜美を当選人と決定した当該選挙会の決定を取り消し、山下亜美的当選を無効とする。

異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人は、令和3年9月26日執行の本件選挙における当選人 山下亜美的当選を無効とする決定を求めて異議の申出をしたものである。

2 異議申出の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の規定では、市町村議会議員選挙の被選挙権の要件の前提となる当該選挙の選挙権の要件として、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」と規定しているが、当選人は、選挙期日前3箇月の町内での生活実態、居住期間を満たしていないことから、本件選挙の被選挙権を有せず、よって当選人とはなり得ない。

争 点

市町村の議会議員選挙の被選挙権は、当該選挙の選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のものが有するとされ（法第10条第1項第5号）、市町村の議会議員選挙の選挙権は、日本国民たる年齢満18歳以上の者で、引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものが有するとされる（法第9条第2項）。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月（令和3年6月26日から同年9月26日まで）以上真鶴町に住所を有していたかどうか、という点にある。

決定の理由

当委員会では、本件異議申出について、その要件を審理した結果、適法な異議申出であると認めたので、これを受理し、審理に当たっては、異議申出人から証拠書類等の提出を求めた。

また、当選人に対しては、法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により、本件異議申出への参加を求めるとともに、意見書及び証拠書類等の提出を求めた。

さらに異議申出人及び当選人に対して、上記書類等の提出後、口頭意見陳述の機会を与えることでその主張を明らかにするとともに、周辺住民から聞き取り調査も行うなど、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

法第9条第2項にいう住所とは、民法（明治29年法律第89号）第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解される。

判例では、次の見解が示されている。

- 「選挙に関しては、住所は1人につき1箇所に限定されているものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）
- 「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかつたときは、住所を移転したものと扱うことはできない。」（平成9年8月25日最高裁判所判決）
- 「その人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかは、住所の存否を決するについての独立的要素をなすものではない。住所意思がなくても住所設定を認めることができる。もっとも住所意思もまた生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮に入れられるべきものではあるが、この場合、その住所意思を実現する客観的事実が形成されておらなければならない。」（昭和24年4月15日福岡高等裁判所判決）

このような観点から、当選人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかという主観性については、客観的事実が形成されていることを前提にした上で、生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮に入れられるべきと解することができる。

このように住所は、客観的に生活の本拠たる実態を備えているか否かによって判断されることになるので、特段の事情がない限り、当該者が当該地において現に起臥していたか否かによって判断することになる。しかしながら、当該者が当該地において現に起臥していた否かを客観的に証明することは困難であるため、関係者の主張をもとに、日常生活の状況、家族の状況、近隣住民との関係性などを確認するとともに、居所に生活に必要な設備が具備されているか、電気、水道、ガスの使用状況など詳細な生活実態から総合的に判断し、当該者が当該地において現に起臥していたことを推認することになる。

2 当選人の住民票における住所の移動

転入前住所：東京都渋谷区本町3丁目（以下「旧住所」という。）

転入先住所：神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴（以下「新住所」という。）

（令和3年5月15日～令和3年10月18日）

3 異議申出人の主張の要旨

- (1) 申出人は、本件選挙前も選挙中も当選人の姿を目にしていない。また、申出人が知る範囲では、当選人は選挙中でも数回街頭演説をしたのみである。
- (2) 申出人は、自らと同じように当選人を見たことがないとの話を複数の町民から耳にし、近隣住民からもその姿を見た者は限られると聞いた。また、選挙期日後、当選人の居住実態に対する疑惑の声は増え、隣町を含む複数の者から申出人に対する通報があった。
- (3) 申出人は、昨今の地方議会議員選挙において、居住実態がなく当選が無効となることが頻発している中で、当町においても、多くの町民が当選人の居住実態に関して疑惑を抱いている現状を問題視し、将来の真鶴町の運営を委ねる議員として真に資格を有するのか、今明らかにしておくべきと判断したため、本申出を提出するに至った。

4 当選人の主張の要旨

利害関係人として当選人から意見書及び証拠書類等が提出され、また、口頭意見陳述を行った。その要旨は、次のとおりである。

- (1) 真鶴町に転入した理由は、幼少期から真鶴町に家族旅行に来ており、その当時からこの町に住んでみたいと考えていたためである。令和2年4月の緊急事態宣言を受け、当時の勤務先がフルリモート勤務になったため、移住を具体的に検討するようになった。しかし、宣言下での県をまたぐ移動は憚られていたため、時機を見て、令和3年6月の移住となった。
- (2) 住民票異動の手続については、令和3年5月19日に転入届を提出した。「住民となった日」については、同年5月15日とした。
- (3) 住居の賃貸借契約については、東京都新宿区の不動産会社を仲介し、入居申込みを令和3年5月11日、重要事項説明を同年5月18日、契約締結を同年5月29日に行っている。その後、同年6月6日付で当該住居に入居した。

- (4) 引越しについては、一人暮らしで荷物も少なかったので、費用を抑えるため、自分で行った。
- (5) 真鶴町に移住となったタイミングで業務内容が変更となり、週の半分は出勤が必要となった。東京まで片道2時間の通勤に負担を感じたため、令和3年8月末で退職し、現在は無職である。勤務先であった東京都港区に存する法人には、平成30年7月2日に入社し、令和3年8月31日付けで退職した。雇用形態はアルバイトで、勤務時間は11時00分から17時00分である。通勤に際しては定期券よりも切符のほうが安価であると判断し、切符を都度購入していた。本件の証拠書類として在職証明書及び退職証明書を提出する。
- (6) 生活に必要な物品として、自家用車を令和3年7月に入手しており、同時に新住所周辺に駐車場を借りている。また、スーパー、コンビニエンスストア、タクシー等の領収書を日付ごとにまとめ、カレンダーに貼付したものを作成する。真鶴町に引越しをする前から、町民の方と食事を共にすることがあった。
- (7) 運転免許証の住所変更は、令和3年10月に新住所から町内転居しており、その転居後の住所で変更手続をした。
- (8) 新住所における光熱水費の使用状況に関する証拠書類等として、令和3年7月分から9月分までの電気利用明細、令和3年9月分の水道使用水量・料金等のお知らせ及びガス検針・請求書を提出する。使用量が比較的低いことに関しては、自炊はしておらず外食のみであること、働いていた頃は職場近くのジムでシャワーを浴びてから帰宅することが習慣化されていたこと、休日も足繁く温泉通いをしたため新住所で入浴することが無かったことが理由として挙げられる。
- (9) 水道開栓日が引っ越しした日からだいぶ遅れている経緯については、引っ越しした日から水道が開栓しており、既に使用することができたため、共同住宅の共用で届出が必要でないと誤解したためである。その後、町まちづくり課水道係に届出を提出し、引っ越しをした日以後の水道使用料は支払っている。
- (10) 通信販売等での商品の配達先が新住所であるとの証明書類として、配達票、不在連絡票を提出する。期間は、令和3年7月4日から同年9月20日までのものである。
- (11) 東京に通勤していた頃に通っていたジムの領収書及び退会届を提出する。退会届の届出日は令和3年10月14日付け、退会日は同年11月末となっている。
- (12) 嘆願書を提出する。上部は当選人名義で、当委員会宛てに議員継続を要望する趣旨の文章が記載されている。下部の空白に選挙人5名の署名が列記されている。
- (13) 旧住所については既に解約している。しかし、光熱水費等の領収書類は引越しの際に不要と判断し、廃棄済みである。

5 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類等、聞き取り調査からは、次の事実が認められる。

- (1) 当選人は、令和3年5月19日に真鶴町役場に来庁し、旧住所から新住所に住民票の住所を移した。転入日については、同年5月15日としていた。

- (2) 当選人は、新住所の賃貸借契約について、東京都新宿区の不動産会社を仲介し、入居希望日を令和3年6月6日として入居申込みを令和3年5月11日に行い、重要事項説明を同年5月18日に受け、契約締結を同年5月29日に行った。
- (3) 当選人から提出された在職証明書及び退職証明書によると、東京都港区に存する法人を勤務先とし、アルバイトとして11時00分から17時00分まで勤務していたが、令和3年8月31日付けで退職した。
- (4) 当選人の意見陳述によると、自家用車を令和3年7月に入手し、同時に新住所周辺に駐車場を借りた。駐車場の賃貸借契約書によると、その借受期間は、令和3年7月1日から同年12月31日までの6箇月間である。
- (5) 当選人における新住所の光熱水費の使用状況は次のとおりであった。
使用者は、当選人のみである。

使用年月	水道	電気	L P ガス
令和3年7月	※未届出により 検針なし	10,573円 (約346kWh)	※2
令和3年8月		10,915円 (約299kWh)	
令和3年9月	1,547円 (4 m ³)	4,281円 (2.8m ³)	

※1 電気使用料については、7月分の支払いが遅れており、再請求書により7月分及び8月分をまとめて支払っている。

※2 L P ガスについては、令和3年6月24日付けで開栓した。9月分請求書の「前回請求分」として10,467円の記載があるが、内訳は不明である。

- (6) 水道の開栓状況について、町まちづくり課水道係に照会した結果は次のとおりである。
- ①当選人からの水道使用異動届は、令和3年9月13日に受け付けており、届出内容は「開栓依頼」であった。
 - ②当該住居の水道は、令和3年3月19日に前住居人の依頼で休栓し、休栓時の指針は270m³であった。ただし、メーター自体を取り外してはいなかった。
 - ③令和3年3月19日の休栓以降、まちづくり課宛てに開栓依頼は無かつたが、同年9月7日に役場職員の通報で現場を確認したところ、なぜか開栓されていた。
 - ④5月以降の各月での使用状況は、検針をしていないので把握できないが、令和3年10月2日時点の初回検針では274m³まで指針が進んでいた。
- (7) 当選人から提出された証拠書類によると、東京都港区にあるジムについて、令和3年10月14日付けで退会届を提出し、同年11月末で退会する。
- (8) 当選人が新住所から町内転居をしたのは、令和3年10月19日付けであった。
- (9) 本件選挙の選挙期日の当日、当委員会事務局職員が当選人に当選通知を渡すため新住所を訪ねたが不在であり、連絡を取ったものの当日会うことはできず、翌日の当選証書交付式で手渡した。また、本件異議申出の受理に関する通知を渡すため、令和3年10月8日にも当委員会事務局職員が新住所を訪ねたが不在であり、後日役場に来庁した際に手渡している。いずれも訪問時、部屋の電気は点灯したままであった。さらに、当選人が町内転居をした後の令和3年11月12日、当時の近隣住民へ

の聞き込みを実施した際、近隣住民は不在で情報を得ることはできなかつたが、新住所の入口周辺の状況は、当選人が町内転居する前と変わらず、公道から見える窓のカーテンは引かれた状態になつており、また、玄関前の自転車（所有者不明）は置かれたままであり、部屋の電気も点灯したままであつた。

6 当委員会による判断について

以上の事実等を踏まえ、本件選挙における被選挙権を有するため、当選人が令和3年6月26日以前から同年9月26日までの間、本町に生活の本拠を有していたかについて判断する。

（1）旧住所による判断

ア 当選人は、旧住所において単身で暮らしており、転入後、旧住所は解約したと主張しているが、解約に関する証拠書類の提出はなかつた。また、旧住所から新住所への引越しについても、当選人自らが荷物の運搬等を行つたと主張したため、引越しを客観的に証明する書類等の提出はなかつた。したがつて、いつ当選人が旧住所から離れたのか、また、いつ新住所に入居したのか、当委員会として客観的事実をもつて判断することは困難である。

イ 旧住所に関する光熱水費等の領収書類については、当選人が引越時に不要なものとして廃棄したとし、当委員会への提出はなかつた。引越しに際して所有物を整理することは自然なことであり、これをもつて旧住所と居住実態を結びつけることはできない。しかし、新住所における居住実態を判断するに当たつて、当選人の生活特性は考慮すべき事項と解されるので、当選人から旧住所での居住状況に関する諸資料が提出されなかつた以上、新住所による判断は、より一般論的な視点で進めざるを得ない。

（2）新住所による判断

ア 当選人は、令和3年5月11日に新住所の入居申込みを行い、重要事項説明を同年5月18日に受けた後、翌日19日には新住所へ住民票異動の手続を行つてゐる。新住所への入居予定日は、半月以上も後の同年6月6日であり、転入日とした同年5月15日以降、同年6月5日までは町内に住居は無いこととなる。その間、生活の本拠がいずれの場所にあったかは定かではないが、少なくとも令和3年5月15日から同年6月5日までの間は、住民票上の住所と実際の住居とに相違があつたと示唆される。このことは選挙期日前3箇月より前の事案ではあるが、県をまたぐ転出入であるにもかかわらず、新住所への入居予定日より半月以上も前に、新住所を住所とした転入を届け出ていることは、不自然な点がある。

イ 当選人は、令和3年8月末までは東京都内に通勤していたと述べている。意見書において「早朝に自宅を出て」と記載があるが、在職証明書によると勤務時間は「11時00分から17時00分まで」であり、JR東海道本線・真鶴駅を午前8時32分発の電車に乗ることができれば出勤時刻には間に合う計算となる。新住所の所在地は駅まで徒歩10分圏内であるため、これを早朝と表現することには違和感があるが、生活様式は人それぞれであるため、これをもつて生活の本拠が新住所にはなかつたと判

断することはできない。しかし、7時～8時台の駅利用者には通勤・通学の者も多いにもかかわらず、また、8月には当選人の政治活動ビラ（討議資料）が町内に頒布され始めているにもかかわらず、本件異議申出が行われたことには、駅が町内でも特に人が集まる箇所であることを鑑みると、疑問が残る。

ウ 電気使用量について、当選人から提出された資料は、令和3年7月分・8月分を合算した再請求書と、令和3年9月分の請求書であるため、令和3年7月分及び同年8月分の内訳については不明だが、それぞれ一定の使用があると見ることはできる。当委員会事務局職員が新住所を訪問した際、不在時でも部屋の電灯は点けっぱなしであることが多かったが、少なくとも新住所において、相応の電気使用があつたことは認められる。しかし9月分の請求金額10,915円と、7月分及び8月分の請求金額10,573円がほぼ同額であることから察すると、不自然さは残る。

エ ガス使用量については令和3年9月分しか提出されていないが、当該月に関しては相応の利用はみられる。また、ガス使用料金については、令和3年9月分請求書に記載された「前回請求分」が10,000円を超えており、この金額が複数月分の合算料金であるのかどうかは不明だが、仮に令和3年7月分及び同年8月分の合算料金だとすると、それぞれ令和3年9月分と同程度以上の利用があつたと考えられる。したがって、新住所において、6月24日の開栓以降、相応のガス使用があつたとは認められる。しかし、当選人は令和3年8月末までは仕事終わりに職場近くのジムでシャワーを済ませていたとしており、9月からは無職であるため、8月以前と9月以降のガス使用量が同程度とすれば、むしろ当選人の証言と反しているともいえる。また、通常ガスの利用は給湯や炊事が主であるので、一般的に水道使用量と比例するものであると予想されるが、後述する新住所における水道使用量は、それに当てはまらない。

オ 水道に関しては、前住居人による令和3年3月19日の休栓後、同年10月2日の初回検針までの間に4m³しか使用がないことが示されている。日常における水道使用量については、個人の生活スタイルに因る部分が大きいにあるものの、単身者が一般的な使用をして1箇月で4m³に達したとしても何ら疑問は生じない。当選人は令和3年8月末までは通勤し、退勤後にジムでのシャワー利用をしてから帰宅をしていたと述べているが、同年9月以降は無職であるため、8月以前と比較して在宅時間が増えたと考えるのが自然であり、9月分の水道使用量は増えていても不思議ではない。しかし、入居をしたとされる6月6日以降、10月2日の初回検針までの約4箇月に合計4m³の使用であったため、9月に使用量が増えたとすれば、逆にそれ以前の使用量はごく少量であったことになる。また、当選人は、令和3年9月13日に水道使用届を提出する前から水道を使用することができたと主張しているが、使用することができたとしても、令和3年6月から8月までの間に、新住所を生活の本拠とするだけの水道使用を認めることは難しいと思われる。これについては、当委員会としては、当選人の生活の本拠が新住所にあったと判断することはできない。

カ 都内のジム通いについては、退会日が令和3年11月末となっており、退会手続を同年10月14日に行っている。「職場近くの契約していたジムで、退社した後にシャワ

一を使ってから帰宅することが習慣化していた」と意見書に書かれているが、8月末の退職と連動してジムの退会手続を行っていないことは不自然である。もし、退職後もそのジムを利用し続ける理由があったとしても、新住所を生活の本拠としたまま継続しようとしていたとすれば、「都内の職場までの通勤が生活の負担になった」、「交通費の節約で定期券を購入しなかった」こととの整合性を取ることができないように思われる。退会手続についても、本件異議申出が行われた事実を知った後に行っており、退会のタイミングには疑惑を持たざるを得ない。

キ 当委員会事務局職員が新住所を訪ねた際に何度か不在であったことは、これ 자체をもって生活の本拠を判断する材料とはなり得ない。しかし、自分の人生を大きく左右するであろう本件選挙の投開票日において、新住所だけでなく、当日中に当選通知を受け取ることができない状況にあったことは、相当の理由がなければ、当時新住所に生活の本拠を置いていたとは到底認め難い。また、当選人が町内転居をした後である令和3年11月12日の新住所の状況が、当選通知を渡すために訪問した選挙期日の当日と何ら変わりがなく見えることは、むしろ選挙期日前においても生活の実態を有していなかったと推認され、新住所は生活の本拠であった場所としての説得力に欠けるものがある。

(3) その他

ア 嘆願書については、上部は当選人本人からの要望書の体裁を取っており、下部は単に選挙人5名の署名が列記されている。一般的に嘆願書は、本人以外の者を筆頭人として作成され、賛同人の署名が並べられているものであることを考えると、不自然な点がある。要望の内容については、当選人自らが議員継続を要望するものであり、その趣旨を汲むことは可能だが、居住実態を判断する判断材料として採用することはできない。

イ 当選人は、新住所で生活をしていた証拠として、近隣のスーパー等で買い物をした領収書類を提出しているが、これら領収書類が実際誰の支払いかは不明であることから、これをもって当選人が新住所で生活していたと判断することはできない。領収書の中にはポイントカードの利用が記載されていたものもあったため、口頭意見陳述の場で提示を求めたが、手元にないとして確認できなかった。

ウ その他住所変更の手続に関しては、当選人は運転免許証の住所変更を転入後すぐには行っておらず、新住所からさらに町内転居した令和3年10月19日以後に変更手続をしたと証言している。当選人は、もともと転居を見込んでいたためであると主張しているが、運転免許証については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条の規定により記載内容に変更があれば速やかに届出を行うことが義務付けられており、生活の本拠に変更すべきところ、県をまたいでの住所の異動があったにもかかわらず、令和3年6月6日の入居から同年10月19日に転居するまでの約4箇月（転入日を5月15日とすれば、約5箇月）、手続をしていなかったこととなる。令和3年8月末まで週の半分は東京都内に出勤している事情もあり、公的な諸手続を行うことが困難な面もあったのだろうと理解されるが、いずれにしろ、公的な身分証明書となる運転免許証において、新住所は住所として設定されなかつたこととなる。当

選人の証言によれば、町内転居後は1箇月内に住所変更手続を済ませたことになるため、もともと転居を見込んでいたという言葉どおりではある。しかし、令和3年7月に自家用車を購入し、以後運転もしていたであろうにも関わらず、少なくとも4箇月もの間、運転免許証の住所を変更せずにいた事実だけをみると、当委員会としては、当選人が新住所を自分の生活の本拠として重きを置いていたとは認定し難い。

7 結論

以上のことから総合的に判断し、当委員会としては、当選人が本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上真鶴町に住所を有していたとはいえない、当選人は、本件選挙における被選挙権を有しないと判断するものである。

よって、当選無効の決定を求めるとする異議申出人の主張には理由があるため、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第47条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和3年11月19日

真鶴町選挙管理委員会
委員長 平井 義行



教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てができる（法216条第2項）。

